

横浜市教育委員会
臨時会会議録

- 1 日 時 令和4年3月22日（火）午前10時00分
- 2 場 所 市庁舎 18階共用会議室（みなと6・7）
- 3 出席者 鯉淵教育長 中上委員 森委員 木村委員 四王天委員 大塚委員
- 4 欠席者 なし
- 5 議事日程 別紙のとおり
- 6 議事次第 別紙のとおり

教 育 委 員 会 臨 時 会 議 事 日 程

令和4年3月22日（火）午前10時00分

1 会議録の承認

2 一般報告・その他報告事項

新型コロナウイルス感染症への対応について

3 審議案件

教委第61号議案 横浜市教育委員会会計年度任用職員の休暇に関する規則及び
横浜市立学校臨時的任用職員の休暇に関する規則の一部改正
について

教委第62号議案 横浜市立学校フレックスタイム制度勤務職員の勤務時間に関する
規程の一部改正について

教委第63号議案 横浜市山内図書館指定管理者選定評価委員会委員の任命について

教委第64号議案 教職員の人事について

教委第65号議案 教職員の人事について

教委第66号議案 教職員の人事について

教委第67号議案 教職員の人事について

教委第68号議案 教育委員会事務局職員の人事について

4 報告案件

教委報第6号 教育委員会事務局職員の人事に関する臨時代理報告について

5 その他

[開会時刻：午前10時00分]

鯉淵教育長

ただいまから、教育委員会臨時会を開会いたします。

初めに、会議録の承認を行います。2月21日の会議録の署名者は、木村委員と四王天委員です。会議録につきましては、既にお手元に送付してございますが、字句の訂正を除き、承認してよろしいでしょうか。

各委員

<了 承>

鯉淵教育長

それでは、承認いたします。字句の訂正がございましたら、後ほど事務局までお伝えください。

なお、3月10日の教育委員会定例会の会議録につきましては、準備中のため、次回以降に承認することといたします。

次に、議事日程に従い、教育次長から一般報告を行います。

小椋教育次長

【一般報告】

1 市会関係

○3/11 こども青少年・教育委員会

○3/18 予算第一・予算第二特別委員会連合審査会（総合審査）

教育次長の小椋です。それでは、報告いたします。

まず、市会関係ですが、3月11日に市会常任委員会である、こども青少年・教育委員会が開催されました。

また、3月18日に予算第一・予算第二特別委員会連合審査会が開催され、予算案の総合審査が行われました。

2 市教委関係

(1) 主な会議等

(2) 報告事項

○新型コロナウイルス感染症への対応について

次に、教育委員会関係の主な会議等ですが、こちらは、前回の教育委員会定例会から本日までの間の報告はございません。

次に、報告事項として、この後所管課から「新型コロナウイルス感染症への対応について」、報告をさせていただきます。私からの報告は以上です。

鯉淵教育長

報告が終了いたしました。何か御意見・御質問等がございますか。

特になければ、「新型コロナウイルス感染症への対応について」、所管課から御報告いたします。

前田人権健康
教育部長

人権健康教育部長の前田です。私からは、「新型コロナウイルス感染症への対応について」御報告いたします。

「1 教職員・児童生徒の新型コロナウイルス感染状況」ですけれども、1月中旬以降、市中の感染拡大に伴い、市立学校関係者においても感染者数が急増し、非常に高い水準が続いていましたが、徐々に減少傾向となっております。

石川学校教育
企画部長

まん延防止等重点措置の適用期間が昨日3月21日で終了となりましたが、引き続き、市立学校では、ガイドライン及び通知等に基づき、感染予防のための取組を徹底してまいります。

なお、令和4年3月17日現在、市立小・中学校での学級閉鎖、これは一般学級ですけれども、44学級となっています。私からは以上です。

学校教育企画部長の石川です。続きまして、資料2ページです。「2 まん延防止等重点措置の解除に伴う市立学校の教育活動について」御説明します。

「(1)感染拡大防止措置の徹底」です。依然として非常に感染力の強いウイルスがまん延している状況を鑑み、学校では「横浜市立学校の教育活動の再開に関するガイドライン」及び次の感染拡大防止措置の徹底を図りながら、教育活動を継続します。

まず、健康観察の徹底として、日頃の健康観察を注意深く行い、のどの違和感程度の僅かな体調の変化であっても登校・出勤を控え、医療機関を受診、微熱があった場合は、熱が下がったとしても、登校・出勤せず、医療機関を受診、必要に応じて有症状時は抗原検査キット、無症状時は無料PCR検査の活用を検討、休業中の健康観察継続、入学式等での感染対策実施、などを示しています。

また、手洗い、学校教育活動中は原則としてマスクの着用を徹底、マスクの正しい着用、3密の回避、換気といった基本的な感染予防対策を徹底することとします。

なお、天候や気温などによって健康被害が発生する恐れから、マスクを外す場合には感染症対策を講じ、適切な指導を徹底します。

更に、これまで学級単位の活動に制限しておりましたが、学年・学校単位で活動する際には、先ほど申し上げたとおり感染症対策を徹底し、陽性者が発生している学年は、学年・学校単位の活動を控えるなどの対策を徹底します。

「(2)部活動」です。先ほどお話をしました感染症対策を徹底し、次のとおり中学校の部活動を実施します。活動日数は土日含む週4日以内とし、活動時間は平日2時間以内、土曜日・日曜日・祝日・春休み期間は3時間以内とします。

対外試合・合同練習は市内での活動として、泊を伴わないこととします。

また、所属する児童生徒、担当する教職員及び部活動指導員等の関係者に一人でも陽性者が出た場合、当該の部の活動を3日間程度控えることを引き続き原則としています。

「(3)学校行事」です。先ほど申し上げた感染症対策を徹底した上で、次のとおり実施します。

「ア 入学式について」です。学校・会場の規模や実情に合わせ、保護者が適切な距離を保ちながら参列したり、別の教室で式典のライブ配信を視聴したりするなど、各学校で柔軟に対応し、感染拡大防止の対策を徹底した上で実施する予定です。

資料3ページになります。具体的には、予行などの事前練習を少なくする。式典の内容を精選し、式典全体の時間を短縮する。また、事前の健康観察を徹底し、風邪症状がある者は参加しない。歌唱などをできる限り少なくする。大きな声を出さないようにする。式場内で大きな声で行う「呼びかけ」の実施は見合わせる。保護者等の出席者のマスク着用、手洗い・手指消毒や検温、健康観察や、陽性者が発生した場合に学校に連絡することをお願いするなど徹底する。などを行います。

「イ 遠足(旅行)・集団宿泊的行事について」です。感染症対策を徹底した上で実施可としています。なお、目的地が、まん延防止等重点措置区域等に指定

された場合や、感染状況が悪化し来訪自粛を求められている場合は、感染拡大防止の視点から控えることが適当と考え、原則として中止又は延期するよう通知しています。

感染症対策の例としては、実施前と実施中の児童生徒及び引率者の健康観察の徹底。宿泊先の脱衣所や浴室の上限人数を設定したり、宿泊先の一部屋の人数を極力少なくする等の工夫をする。飲食をする場面では、できる限り2メートル空けられるよう距離を取り、会話をしない。などが挙げられます。

「(4)学校開放」です。活動の種類にかかわらず活動していない間も含め、周囲の人と可能な限り距離を空けるとともに、原則マスクを着用して活動します。ただし、天候や気温を考慮し、健康被害が発生する恐れのある場合には、感染症対策を講じた上で一時的にマスクを外すことも可能とします。

活動内容に関しましては、これまで不可としていました武道などにおいて、近距離で組み合ったり、接触したりする活動、コーラス、歌唱等、大声での発声を伴う活動、管楽器の演奏、市内団体に限り他団体との試合や合同練習の活動について実施を可とします。

「3 市立学校の卒業式について」です。市立学校の令和3年度卒業式は、時間の短縮や、在校生、保護者及び来賓の参列方法の検討、呼び掛けを控える等の式典のスリム化など、児童生徒数や学校施設等の実情に合わせて、感染拡大防止措置を十分に講じた上で3月から順次実施しています。保護者等の参列につきましては、適切な距離を保ちながら参列したり、別の会場で式典のライブ配信を行ったりするなどの工夫に取り組みながら実施しています。

学校で実際に講じている式典の工夫としては、保護者は各家庭から1名ずつ参列する。座席を1メートル程度離して配置する。来賓は参列しない。在校生の参列は見合わせる、または生徒会の代表生徒のみ。声を発さないことが前提で、卒業生への証書授与の際のみマスクを外す。などが挙げられます。

おめくりいただきますと、中学校の卒業式、それから小学校の卒業式、それぞれの様子、これはある学校の例ですけれども、写真を載せてありますので御覧いただけたらと思います。私からは以上です。

古橋教職員人事部長

教職員人事部長の古橋です。「4 濃厚接触者となった教職員に対する出勤等について」御説明をします。オミクロン株の患者の濃厚接触者の待機期間については、陽性者との接触等から7日間となっていますが、エッセンシャルワーカーとなっています教職員については、待機期間の7日を待たずに、待機を解除する取扱いを現在実施しています。

今回、3月16日付の厚生労働省及び文部科学省等からの事務連絡がございまして、待機期間については以下のとおりのお取り扱いとします。

まず、これまでの取扱いですが、無症状であり、4日目、5日目に抗原検査キット等で検査を行い、陰性が確認されている場合につきましては、陰性であれば5日目の朝から出勤が可能としています。

次に新たな取扱いとして、小学校、義務教育学校（前期課程）、特別支援学校（幼稚部・小学部）については、医療従事者と同様に以下の要件を満たせば、濃厚接触者としての待機期間中であっても、業務に従事することを可能とします。

要件ですが、「他の教職員による代替が困難な職員であること」。「新型コロナウイルスワクチンの3回目接種を実施済みで、接種後14日間経過していること」。しかし、2回目接種から6か月以上経過していない場合につきましては、2回目接種済みで2回目の接種後14日間経過した場合も可とします。「無症状であり、毎日業務前に抗原検査キット等で検査を行い、陰性が確認されているこ

と」。以上の要件をもって業務に従事することを可能とします。説明は以上です。

鯉淵教育長

説明が終了しましたが、何か御意見・御質問等ありますか。

中上委員

今の説明で、学校関係で変わったのは修学旅行のところぐらいで、あとは、ほぼ今までどおりかなと分かったのですが、今、世の中は経済を回すことも大事だということで解除の方向に向かっているわけです。ただ、説明があったように、まだ高止まりをしていますし、特に解除によってリバウンドの心配や、第7波、あと、11歳以下のワクチンがまだ始まったばかりなど、最近が高齢者と、学校が非常に注目されていますので、こういう厳しい対応はやむを得ないといえますか、子供たちを守るために引き続きみんなで頑張っていかなければいけないなどという中で1点、これは質問ですけれども、資料にはできる限り2メートル、最低1メートルなどとありますけれども、この辺の何か根拠というか、基準の考え方があったら教えていただけますか。

石川学校教育
企画部長

学校は卒業式も含めて教育活動ですので、ガイドラインに沿った活動をしています。本市のガイドラインも、ここに書かれているように卒業式、儀式的行事を行うことになっているのですが、その前に、文部科学省が出しています、学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル、学校の新しい生活様式と呼ばれているものですが、これは昨年11月にバージョン7、改定されているところなのですが、この中に、新しい生活様式を踏まえた学校の行動基準として、地域の感染レベルでレベル3、レベル2、レベル1と設定されていて、レベルによって身体的距離の確保という欄がございまして、レベル3、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置などという事態はできるだけ2メートル程度ということになるのですが、最低1メートルとなっているのですが、これがレベル2、レベル1になりましても1メートルを目安にということが記述されています。例えば子供たちの学校生活の活動の中でかなり近づく活動もありますけれども、学級内の場合は学級内で最大限の間隔を取ることとなっており、1メートルを目安となっています。

この儀式的行事、卒業式や入学式のときの距離の取り方におきましても、2メートル、最低1メートルということで、国のガイドラインに即した形で行っているものです。

中上委員

分かりました。ソーシャルディスタンスについては、新型コロナウイルス感染症の型など、いろいろ議論がありますが、文部科学省のガイドラインに基準があるということでよく分かりました。

少し視点が違うのですが、これから退職の時期、歓送迎会の時期で、まん延防止等重点措置は解除されて、飲食店も東京都だと4人までなどと言っています。ただ、学校内での黙食は非常に徹底されているとお聞きしていますが、退職して懐かしい話をするのにマスクをして飲食というのはなかなか徹底が難しいと思います。飲食店は今、解除の方向ですけれど、教職員も事務職員も同じだと思うのですが、どういうお考えなのかあれば教えてください。

古橋教職員人
事部長

教職員人事部長の古橋です。教職員に関しましては、離任式や歓送迎会等で、大人数では、長時間に及ぶ飲食などについては基本的に自粛をしていただきたいと、飲食を伴わない会食であってもできるだけ短い時間、少人数で、感染拡大の

危険性などを配慮して、マスクを外す時間をできるだけ少なくしてもらおうよう、最大限の注意を払う形で行っていただきたいと通知しています。

中上委員 分かりました。退職などは機会が1回しかないのですけれども、ただ、行う時期については、まだ第7波のことも分かりませんし、少し状況を見ながら落ち着くまでは、やはり慎重にやるということなのではないでしょうか。以上です。

鯉淵教育長 ほかに。

木村委員 よろしくお祈いします。新たな段階で様々なことにしっかり基準を設けてやるというのは本当に大事だと思います。コロナ禍でよく言われていますけれども、式典、行事、様々なもの、できないのではなくて本当は見直しだと思います。今まで行っていたけれども、これって常識だと言われていたけれども本当にそうなのかと、見直しが必要だと思います。

その中で部活動ですけれども、こういった形でまた再開できるのですが、ここを見ると活動日数が週4日なのです。1週間のうち約半分です。これが本当に少ないのかどうかというのは、しっかり今後調査していただければなと思っています。よく、かつては1日練習を休むと3日戻すのにかかるなどということによってみんな縛られていましたけれども、本当は部活動は子供たちが楽しんで主体的にやるはずなのに、「明日休みだよ」と言うのと「わあ」と喜ぶ、僕もそうだったのですが、これは本当に本来の部活動なのかと考えたときに、週4日ということによって、子供たち、あるいは教職員それぞれ差異はあると思いますけれども、モチベーションがどう変わっていくか、健康、体力にどう影響を及ぼすかなど、そういったデータを取っていく。スポーツ庁も盛んに今、部活動の改革をやってますよね。外部委託も含めて、そのためのいろいろなデータが取れると思っています。本当に週4日は少ないのか。多分、今までガンガンやってきた人は少ないと思うかもしれませんが、もしかしてちょうど良い、本来の子供たちの生活や教職員としての生活にとって良い形になる可能性もあると思うので、ぜひこの機会に新型コロナウイルス感染症だから行うのではなくて、しっかりデータを取っていただいたほうが次の展開に行けるのかなと思っています。意見です。

石川学校教育企画部長 ありがとうございます。部活動につきましては、おっしゃるように、この後、どのような状況なのかということを取りも含めて検証していきたいと思ます。現在、週4日というのは土日を含んでのことなのですが、本来のガイドラインですと、平日は1日必ず休みを取る、土日はいずれかということによって、最大行って5日なのです。少し少ない状況ではあるのですが、この状況がどうだったかということにつきましては今後検証していきたいと思ます。

木村委員 ぜひお祈いします。やはり部活動の目標、目的、狙いは何なのかというところもものすごく重要だと思うのです。全日本柔道連盟が全国小学生の体重別をなくしたのです。いろいろな意見がありますけれども、やはり勝利至上主義に偏らない、何のためにスポーツを楽しむのか、スポーツをするのか、ものすごく良いデータが取れるような気がしますので、ぜひ次につなげるためにもぜひお祈いします。以上です。

鯉淵教育長 ほかにいかがでしょうか。

森委員

御報告ありがとうございます。今、木村委員がおっしゃったみたいに、今のフェーズに合わせて、何が一番良いのかを考えるということは本当に大事だと改めて思いました。やめて新たな展開を考えられることと、やめてはいけなかったなと思ったことも、もしかしたらあったのかもしれないなと思って、その検証はされているのではないかなと思うのですが、ぜひこのフェーズが変わるタイミングで振り返って見直して、次を考えるというようにお願いできたらと思います。

今回は、少し緩和していく。修学旅行も部活動も学校開放も、濃厚接触者の点ですよね、これを少しずつ緩めていく。ただ、式典はこのまま、今までと変わらず、その基準は先ほどの回答のとおり国の基準にのっとってということだと思のですが、保護者の皆さんからしたら、世の中的にはこれだけ変わってきているのに、なぜ式典はまだまだ保護者の参加は一人だけなのだろうかと思っている方も非常に多くいらっしゃることは事実だと思うので、学校からの説明のときに、保護者の方にもきちんと伝わるような御説明というのは必要なのではないかなと思います。

あと、日常の学校生活においては、今後、どのようなタイミングで何を緩和していくかというようなことは、今、見通しというのはあるのですか。それとも、その都度これから考えますということなのでしょうか。

石川学校教育
企画部長

ありがとうございます。先ほど、前段のお話につきましては、確かに卒業式、入学式が保護者の方にとって、とても大切なものであるということは承知しています。2年前ですか、卒業式に保護者を入れない、御遠慮いただいたという年がございました、学校の一斉臨時休業のときですけれども、そのときのことも踏まえて、できるだけ保護者の方に参加していただくにはどうしたら良いかということも踏まえて、国の基準も併せて考えながら今の形ができているのですが、今後また感染状況等を踏まえて考えていきたいと思えます。

そのほかの教育の中身ですね。今、後段におっしゃったことにつきましては、感染状況を踏まえて、その都度考えていくとしか言えないところもございます。例えば、修学旅行で言えば、横浜市だけが収まっているのか、先方、目的地がどうなのかということもありますし、その時点のときの宣言が出ているか出ていないかということもあります。宣言が出ている場合は神奈川県教育委員会との連携もございますので、現状その都度考えていくという状況です。先ほど申し上げたとおり、依然としてまだ予断を許さない状況ではあるので、当面はこの形で進めていくということで、次、見直しのタイミングがいつになるかにつきましては、今のところはまだ検討はしていないのですけれども、学校の状況を見ながら、感染状況を見ながら考えていきたいと考えています。

森委員

ありがとうございます。この機にいろいろとトライアルしたことに、健康観察を例えばオンラインで行ってみる、説明をするような場というものも配信で良いものは配信に切り替えるなど、教職員の研修もオンラインでも試してみるというように、いろいろ試せたこともあったと思っていますので、そういったことがこうやって少し緩和していく中で、本当はそのままだけのものなのに、戻すということではなく、オンラインで良かったものは良いとして、リアルでなければいけないものはリアルでというように少し整理をしながら進めないと、また一気にせっかく進めたものが戻ってしまうと思うので、その点は気を付けながら進めていただければと思います。子供たちの学級生活につきましては、その都度議論しながらということでも理解しました。

鯉淵教育長	<p>ほかにいかがでしょうか。</p> <p>よろしければ、それでは次に、議事日程に従いまして、審議案件及び報告案件に移ります。</p> <p>まず、会議の非公開について、お諮りします。教委第 63 号議案「横浜市山内図書館指定管理者選定評価委員会委員の任命について」、教委第 64 号議案から教委第 67 号議案の「教職員の人事について」、教委第 68 号議案「教育委員会事務局職員の人事について」、教委報第 6 号「教育委員会事務局職員の人事に関する臨時代理報告について」は、人事案件のため、非公開としてよろしいでしょうか。</p>
各委員	<p><了 承></p>
鯉淵教育長	<p>それでは、教委第 63 号議案から教委第 68 号議案及び教委報第 6 号は、非公開とします。</p> <p>議事日程に従い、教委第 61 号議案「横浜市教育委員会会計年度任用職員の休暇に関する規則及び横浜市立学校臨時的任用職員の休暇に関する規則の一部改正について」所管課から御説明します。</p>
古橋教職員人事部長	<p>教職員人事部長の古橋です。それでは、教委第 61 号議案「横浜市教育委員会会計年度任用職員の休暇に関する規則及び横浜市立学校臨時的任用職員の休暇に関する規則の一部改正について」説明します。</p> <p>資料、1 枚おめくりいただきまして、「提案理由」です。「妊娠・出産・育児等と仕事の両立支援のための措置として、横浜市立学校に勤務する会計年度任用職員等について、不妊治療のための休暇等の新設等をするため、横浜市教育委員会会計年度任用職員の休暇に関する規則及び横浜市立学校臨時的任用職員の休暇に関する規則の一部を改定したいので提案をする」ものです。内容につきましては、教職員労務課長の大木より説明いたします。</p>
大木教職員労務課長	<p>教職員労務課長の大木です。次のページに規則の議案がございますけれども、おめくりいただきまして、次々ページに右上のほうに教育委員会資料と書いたものがございます。こちらの資料を用いて説明をさせていただきます。</p> <p>今回の休暇に関する規則の一部改正ですが、国家公務員の制度改正に伴う地方公務員の制度改正です。</p> <p>「1 改正の趣旨」です。妊娠・出産・育児等と仕事の両立支援のための措置として、国において人事院規則が改正され、国家公務員については、不妊治療のための特別休暇が新設されました。本市においても、不妊治療のための休暇として、常勤・会計年度任用職員ともに、「出生支援休暇」を新設し、これに加え、会計年度任用職員には新たに「配偶者の出産のための休暇」及び「男性職員の育児参加休暇」を新設することとされました。</p> <p>このたび、学校に勤務する会計年度任用職員についても同様の措置とするため、横浜市教育委員会会計年度任用職員の休暇に関する規則等の一部を改正します。併せて、今回の妊娠・出産関連の休暇新設との整合性を図る観点から、既設の会計年度任用職員の出産休暇については、有給となるように改正をします。</p> <p>また、介護と仕事の両立支援のための措置として、介護休暇及び介護時間制度に関し、「在職した期間が 1 年以上」という取得要件を廃止します。</p> <p>「2 改正する規則と主な内容」につきましては、先ほど提案理由で示したとおりです。下段には、休暇の種類と、現行と改正後の比較表を記していますので御一読いただければと思います。</p>

「3 施行期日」になりまして、令和4年4月1日となっています。
次ページ以降には、規則の新旧対照表を記していますので御一読いただければ
と思います。雑ぱくですが、説明は以上です。

鯉淵教育長 所管課から説明が終了しましたが、何か御意見・御質問等ございますか。

大塚委員 説明ありがとうございます。要望です。新しい制度において、これを活用して
いかれる方が、これから会計年度任用職員含め出たらっしゃると思うのですけ
れども、これを管理職の方に申請をするというのは、とても個人的な内容で伝え
にくいという、何かハードルの高さというのがある方もいらっしゃるかと思いま
す。ですから、可能な範囲でということ、何か書式等がすごく明確になってい
て、そちらのほうを管理職の方にお出しするような、何かそういったものがある
ことによって、「どう言おうかな」、「どういうふうに理解してもらえるかな」
など、そういう不安というのができるだけ小さくなるような、そんな配慮がで
きたら良いなと思います。どのようなものかというのはまだ分からないのですけれ
ども、要望としてお願いしたいと思います。

鯉淵教育長 御意見ということでよろしいでしょうか。ほかにごございますか。

四王天委員 説明ありがとうございます。世の中の流れとして同一労働同一賃金の推進とい
うこともありまして、やはり働く環境として、正規職員と臨時職員の労働条件の
差を埋めていこうというのが、もう完全な流れになっているかと思えます。この
ような制度は、今回は人事委員会規則の改正によって横浜市もそれによって改定
しようということですが、実際に横浜市で今、働いている方々で、このよう
な制度の恩恵を受けるような方たちというのは、対象者は結構昔からいたもので
しょうか。

大木教職員労 御質問ありがとうございます。今回の休暇の新設等につきまして、普段から学
務課長 校からの要望、職員団体からの要望等、特に入ってごさいませんでした。不妊治
療につきましては、年に1回か2回程度問い合わせがございましたが、そこも既
存の休暇で対応してございました。今回からより安心して取りやすい制度になる
かと思っています。

四王天委員 今、大木教職員労務課長がおっしゃった安心して申請しやすいようにするとい
うことで、やはりこの間お休みされる先生がいるということで、その補充体制の
ようなものもしっかり取られているのでしょうか。

古橋教職員人 今、御質問ございました事由によって休職等をされる、休暇等を取られる者の
事部長 後補充ですけれども、できる限りその後にはしっかりと職員を補充していこうと
いう考え方ではいます。

ただ、年度の途中での申請となりますので、なかなかすぐには後補充が入らな
いケースというのもございます。

四王天委員 その場合には、本人の申請はそのまま受理されて、権利として適用されるとい
うことですね。それによってずるずるともうちょっと待ってくれなど、そうい
うことはあってはならないと思うのですが、その辺のところは大丈夫でしょ
うか。

古橋教職員人事部長

基本的に、後補充ができないからこの申請ができないということではないと思っていますので、できる限りその趣旨に沿って休んでいただけるようにしていく考え方です。

四王天委員

分かりました。本人にもプレッシャーがかからないように、子育てのためにやはり、きちっとこの制度を利用していただきたいと思いますので、よろしく願います。

森委員

ありがとうございます。本当に大事な改正だと思いますし、本来ならば国がこの制度を作ったから、作るというよりは、そういったニーズが絶対なかったわけではないので、自分たちから作っていかねばいけないものだったと思いますけれども、こうやって有給を取りながらも休める環境が整ったということは非常に喜ばしいことだと、大事なことだと思っています。

こういうことは制度と風土両方だと思ひまして、この制度ができたから使えるかということについて、大塚委員の御指摘もありましたけれども、そうはならないことが多くて、いかに使いやすくなるか、使える環境になるかということこれからセットでぜひお願いしたいと思います。

と言いつつ、この3日で何とかなる話でもないのが現状で、3日休めたら支援になるかという話ではなく、そもそもの働き方の話だと根本的には思います。なので、一部改正の話とは少しずれてきてしまうかもしれませんけれども、子育てをしている方であろうと、介護しながらだろうと、そうでなかろうと、やはり働き方の改善というところが急務だと思います。

その中で、来年度の予算の中でもいろいろなものをアウトソースしたり、そこについての取組も様々検討していると思うのですが、先生が本来業務に従事できるように、紙であるものはなるべく簡素化したりデジタル化したりと、できることを更に洗い出ししながら進めていただけますようお願いいたします。

これは別の話ですが、同じ根本的な話だと思いますので、改めてお伝えした次第です。お願いします。

あと、男性職員の育児参加休暇の「参加」という名称は、名称としていかななものかと思っております、次の改正のときには、ぜひここは文言を変更いただければと思います。

大木教職員労務課長

御指摘いただきました休暇の名称ですが、こちらは条例から委任を受けた規則ですので、教育委員会で名称は変えられないものと考えております。御意見を頂いたことはきちんと所管局のほうにお伝えをしまいたいと思います。

鯉淵教育長

ほかに。

中上委員

今三人の委員の方と私も重なるところもあるのですが、くどいかもしれないですが、出生支援休暇の不妊治療のための5日と10日とそれぞれありますよね。別に興味本位で聞くのではないのでしょうかけれども、内容はどうなのかなど、それを聞くだけでも非常に傷つく方もいらっしゃると思うのです。なので、くれぐれも申請が出てきたらスムーズに、本人が職場の状況を、後補充も含めて、遠慮して休暇が取りにくいような雰囲気ではなくて、むしろ管理職の方からそこら辺はカバーして、取りやすいような環境を作ってほしいと思いますし、くれぐれも内容は聞いたりしないようにしてほしいなと思います。以上です。

大木教職員労務課長	承知しました。中上委員、森委員、そして、大塚委員から頂きましたけれども、プライバシーに配慮して、取りやすい環境をまずは先んじてきちんとやっていきたいと思っています。
鯉淵教育長	ほかになれば、教委第 61 号議案については、原案のとおり承認いただいでよろしいでしょうか。
各委員	<了 承>
鯉淵教育長	それでは、原案のとおり承認させていただきます。 次に、教委第 62 号議案「横浜市立学校フレックスタイム制度勤務職員の勤務時間に関する規程の一部改正について」所管課から御説明します。
古橋教職員人事部長	教職員人事部長の古橋です。それでは、教委第 62 号議案について御説明をします。1 枚お開きいただきまして、「提案理由」です。「横浜市立学校に勤務する学校用務員及び学校給食調理員を、横浜市立学校フレックスタイム制度の対象にするため、横浜市立学校フレックスタイム制度勤務職員の勤務時間に関する規程の一部を改正したいので提案する」ものです。内容につきましては、教職員労務課長の太木から説明いたします。
大木教職員労務課長	<p>教職員労務課長の太木です。次ページに改正の案を付けていますが、その次のページ、また教育委員会資料と右上に書いたものをお付けしていますので、こちらで詳細を説明させていただきます。</p> <p>「1 改正の趣旨」です。横浜市立学校の教職員を対象としたフレックスタイム制度については、「横浜市立学校教職員の働き方改革プラン」における業務支援策の一つとして、平成 30 年度から毎年度改善を加えながら施行し、令和 3 年度からは、「横浜市立学校フレックスタイム制度勤務職員の勤務時間に関する規程」を制定し、正式に制度化しました。</p> <p>現在、学校用務員及び学校給食調理員については、フレックスタイム制度の対象外にしていますが、今年度、管理職を含む教職員へのアンケートを実施したところ、全ての職員にフレックスを認めるべき、学校用務員及び給食調理員がフレックスを利用しても学校運営に支障は生じない等の意見が多く見られました。</p> <p>また、今年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のための特例措置として、フレックスの対象外の職種にも利用を認めておりましたが、学校運営上の混乱は見られず、適切に活用をされておりました。</p> <p>職員のワークライフバランスの観点から、学校用務員及び学校給食調理員についてもフレックスが利用できるよう、規程の改正を行います。</p> <p>「2 改正する規程」につきましては、先ほど提案理由で申し上げたとおりです。</p> <p>「3 施行期日」は令和 4 年 4 月 1 日を予定しています。</p> <p>裏面に規程の新旧対照表の文言を載せていますので、御一読いただければと思います。説明は以上です。</p>
鯉淵教育長	所管課から説明が終了しましたが、何か御意見・御質問等ありますか。

木村委員	<p>大変良い制度の持って行き方だと思います。全員が同じ時間で同じ場所に集まって同じことを行うなどということは、もう働き方の中で変えていくべきだと思いますから、こういった形で様々な時間帯も含めて学校が機能的に動くのであれば、ぜひ積極的に導入されると良いと思います。</p> <p>ただ、先ほどの教委第 61 号議案にありましたように、決めたからではなくて、決めたものをしっかりと環境を整備して、どう解釈してうまく使えるかというところが大事だと思いますので、その辺もやはり管理職を中心に、ぜひ具体的に動かしていただければと思います。以上です。</p>
大木教職員労務課長	<p>承知しました。周知の仕方等を気を付けて環境整備に努めていきたいと思っています。</p>
中上委員	<p>フレックスタイムについて、今まで除外していたのは除外していたなりの心配というか、理由があったと思います。今回いろいろ検証されて、支障がないということだから良いことだろうと思うのですが、いろいろと事務もそうですけれども、職種によっては少数職場であって定数が厳しかったりして、コアの時間帯にそこにはいないと残った人の仕事が非常に厳しくなるなどというので、フレックスタイムの取り方については職場にそれぞれ支障が出ないようにということで配慮してやっていくことで運用されていると思うので、これが自由に取れるのだということ、そういう人はいないと思いますけれども、あくまで業務に支障のないように上手に取っていくという趣旨は同じだと思うので、運用に当たっても皆さんのためにうまく取っていただきたいなと思います。意見です。</p>
森委員	<p>こちらも大事な改正だと思います。試行が平成 30 年から始まって、令和 3 年度から実際に制度化して、使われ方が変わっているのですか。今回の話と少し違いますが。</p>
大木教職員労務課長	<p>試行から、学校数を増やしたり、校種をだんだん広げたり、あと、臨時的任用職員を対象にしたりというように少しずつ広げてはいるのですが、勤務時間の割り振りの帯を学校の要望に応じてもっと早い時間、例えば 7 時開始の運動会の準備等で増やしたりなど、そういった要望に応じて少しずつ広げてきたということがございまして、少しずつ利用している方が増えているという状況です。</p>
森委員	<p>1 年終わったらそういった数字をまた御報告いただける感じでしょうか。</p>
大木教職員労務課長	<p>はい、毎年順次まとめていきますので、御報告したいと思います。</p>
森委員	<p>はい、お願いします。</p>
鯉淵教育長	<p>ほかに。</p>
四王天委員	<p>説明資料のところに「学校長の判断により」ということがあるのですが、学校長の判断というのは、自校にこの制度を適用するか、しないかなど、それとも、あと、時間の柔軟性の問題なのか、学校長の判断というものがどういったものなのかを少し説明いただきたいなと思います。</p>

大木教職員労務課長	<p>学校長の判断と申しますのは、こちらは民間企業のフレックスタイム制度とは少し異なる制度になっておりまして、民間のフレックスタイム制度は、フレックスを取る本人の裁量で勤務時間を決められるのですけれども、公務員の場合は直接適用がございませんので、本人の申請を考慮して、最終的には学校長がそれを良いか、悪いか判断するという趣旨の文言です。あくまで最終的な決定権は学校長に残っているという趣旨です。</p>
四王天委員	<p>そうすると、学校長の判断によってということになりますと、例えば担当者が異動して他校に行った場合、またその校長の判断によって違う働き方を強いられるなど、そういうことはありませんか。</p>
大木教職員労務課長	<p>異動された場合は、おっしゃるとおり異動された先の校長の判断になりますけれども、そこは規程の趣旨を生かす、考慮していただくということがございますので、そこはできる限り働きやすい環境にさせていただくようなことを我々も周知していきたいと思っています。</p>
四王天委員	<p>よろしくお願いします。</p>
中上委員	<p>今の点なのですが、学校長の判断というのが、一般の休暇の中でも時季変更権というか、先ほど言いましたコアタイムで、どうしてもその人がいないと業務が回らない、作業が回らないというようなときの時季変更権ではなくて時間の変更権や、そういうものを担保しているということではよろしいのでしょうか。</p>
大木教職員労務課長	<p>はい、中上委員がおっしゃるとおりです。</p>
鯉淵教育長	<p>ほかによろしいでしょうか。</p>
大塚委員	<p>「横浜市立学校フレックスタイム制度勤務職員の勤務時間に関する規程の一部改正について」の改正の趣旨のところ、今年度、管理職を含む教職員へのアンケートを実施ということなのですが、こういう現場の声をアンケートで吸い上げていって、学校用務員及び学校給食調理員がフレックスタイムを利用しても支障は生じないという意見を基に、こういう一部改正が行われたということは非常に重要な意味があることだなと思います。</p> <p>更に、フレックスタイムが子供たちにとってマイナスにならないということが非常に重要なことだと思います。ですから、今おっしゃってくださったような、学校長の判断によってまた変わってくるということも、その学校ごとの現状というものがありますから、それによっての判断の違いというものが出てくるということも想定されます。けれども、勤務的に考えていけば、管理職によって大きく違いが出てくるということが、逆に働きにくい環境をまた作っていくことにもなるということで、資料にもありますけれども、学校運営上の混乱が見られないということ、安定しているということは、子供たちにとっての良い方向という形を考えていくということで、今後もここは大切に現場が取り組めるように御支援いただきたいと思います。</p>
大木教職員労務課長	<p>ありがとうございます。本人の取りやすい環境整備ということと、あとは、おっしゃるとおり、学校を子供たちのためにきちんと安定して運営していくという</p>

こともございますけれども、そういったものはバランスを取りながら、学校長に運営していただきたいと思っています。

鯉渕教育長

ほかによろしいでしょうか。
特になければ、教委第62号議案については、原案のとおり承認いただいてよろしいでしょうか。

各委員

<了 承>

鯉渕教育長

それでは、原案のとおり承認させていただきます。以上で公開案件の審議が終了いたしました。事務局から報告をお願いします。

大塚総務課長

3月15日に個人の方1名から、教育委員の職責に関する要望書が提出されました。この要望書につきましては、事務局で対応を調整の上、教育委員会で審議が必要な場合は、次回以降にお諮りしたいと思います。委員の皆様は、内容の御確認をよろしくをお願いします。

次回の教育委員会定例会は、4月7日木曜日の午前10時から開催する予定です。また、次回の教育委員会臨時会は、4月22日金曜日の午前10時から開催する予定です。報告は以上です。

鯉渕教育長

皆様、よろしいでしょうか。次回の教育委員会定例会は、4月7日木曜日の午前10時から開催する予定です。また、次回の教育委員会臨時会は、4月22日金曜日の午前10時から開催する予定です。別途、通知しますので御確認ください。

次に、非公開案件の審議に移ります。傍聴・報道機関の方は御退席願います。また、関係部長以外の方も退席してください。

<傍聴人及び関係者以外退出>

教委第63号議案「横浜市山内図書館指定管理者選定評価委員会委員の任命について」

(原案のとおり承認)

教委第64号議案「教職員の人事について」

(原案のとおり承認)

教委第65号議案「教職員の人事について」

(原案のとおり承認)

教委第66号議案「教職員の人事について」

(原案のとおり承認)

教委第67号議案「教職員の人事について」

(原案のとおり承認)

教委第68号議案「教育委員会事務局職員の人事について」

(原案のとおり承認)

教委報第6号「教育委員会事務局職員の人事に関する臨時代理報告について」
(報告のとおり承認)

鯉淵教育長

本日の案件は以上です。これで、本日の教育委員会臨時会を閉会といたします。

[閉会時刻：午後0時21分]